

# 広報いばせき

ロール紙・洗車タオルは組合へ

平成29年度第2号

LED照明レンタルは組合へ

平成 29 年 6 月 13 日発行

## 《平成 29 年度過疎地等における石油製品流通体制整備補助事業》

地下タンクの撤去工事及び漏えい防止工事を行う場合の補助事業が本日、全国石油協会より連絡があり第3回受付を 6月19日から開始(締切は6月29日午前中組合必着) されることになりました。

受付終了時点で予算(2.8億円)残額がある場合は、第4回受付を7月18日～7月31日まで行う予定です。以降、予算残額がある場合は第5回8/21～8/31、第6回9/19～9/29が予定されています。補助内容につきましては、下記のとおりです。漏えい防止の該当地下タンクを所有している方は、今回必ず申請するようお願い致します。

工事の種類	申請資格	補助上限額	補助率
地下タンク撤去	・中小企業者であって財務状況の厳しい者。 ・申請給油所を所有し運営している揮発油販売業者(品確法廃止後3年以内) ・給油所運営者が給油所を運営できなくなった場合(借借人である運営者が申請時点より3年以内に死亡した場合、倒産した場合、賃貸契約を解約した場合)所有者が申請できる。	1,000万円 (土壌浄化費用を含む)	補助対象経費の2/3
FRPライニング	補助の対象となる地下タンクは、次の何れかの地下タンクです。(石油製品の供給不安地域にある地下タンクについては、中小企業者及び非中小企業者が対象。その他の地域は中小企業者が対象です。 ① 平成29年4月1日～平成30年3月31日までに、消防法に基づく石油製品の流出事故防止対策工事が義務付けられている地下タンク。 ② 平成25年2月1日～平成29年3月31日までに義務付けられている地下タンク。(書面(改修計画等)を所轄消防署等に提出していることが確認できること。) ※平成23年度以降にFRPライニング施工工事・電気防食システム設置工事・精密油面計設置工事に係る国からの補助金をすでに受給した(これから受給することになっているものを含む)地下タンクは、対象とはなりません。	FRPライニング 1,000万円  電気防食 500万円  高精度油面計 300万円	補助対象経費の2/3

※今事業より申請時に工事契約書(受発注書)の添付は不要となり、交付決定後の契約となります。

※詳細につきましては、一般社団法人全国石油協会のホームページ(<http://www.sekiyu.or.jp>)をご覧ください。か、組合事務局(担当:井上)TEL029-224-2421までお問合せください。